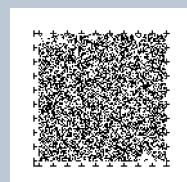

第5章

計画の推進に向けて



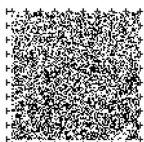
1. 計画の指標

地域福祉の推進の状況を地域のみなさんと共有するため、本計画に掲載した施策に関する指標として、以下のものを設定しました。

これらの指標を活用し、関連する取組み・事業の実施状況の評価や計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。また、区民のみなさんと一緒にめざす目標とします。

	指標	直近値	目標
基本目標1	孤立感や孤独感がないと答えた方の割合 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	68.7% (令和4年度)	
	自宅以外で居心地のよい場所を持てる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	80.3% (令和4年度)	
	さまざまな特徴や個性を持つ人たちに対し、思いやりや優しさを持って接することができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	49.0% (令和4年度)	
基本目標2	多様な主体の連携・協働が住みやすい地域づくりにつながっていると実感している人の割合 (大田区政に関する世論調査)	32.1% (令和5年度)	
	現在住んでいるまちで何らかの地域活動に参加したいと思う人の割合 (大田区政に関する世論調査)	47.9% (令和5年度)	
基本目標3	困りごとを抱えた際に誰にも相談できない人の割合 (大田区政に関する世論調査)	4.6% (令和5年度)	
	災害時に、できる範囲で地域のために活動ができる人の割合 (大田区地域福祉計画実態調査)	83.9% (令和4年度)	
利用促進基本計画 成年後見制度等	成年後見制度の利用者数 (東京家庭裁判所家事第1部 統計情報)	1,292人 (令和4年度)	
	成年後見制度の認知度 (区の施策検証等に向けた区民意識調査)	40.5% (令和4年度)	

※「目標」について：社会状況の動向や制度変更等を鑑み、数値目標は設定せず、各項目がレベルアップする方向性を示しています。



2. 計画の推進体制

～大田区地域福祉計画推進会議での検討～

計画の推進のため、大田区地域福祉計画推進会議に各取組みの実施状況等に関して定期的に報告を行います。

各基本目標や、「計画の指標」に定めた内容に基づいて取組みを進めていくことができているか、大田区地域福祉計画推進会議において検討・議論を行い、必要に応じて見直しや改善に努めます。

なお、推進会議については、区民に公開するとともに、ホームページなどを通じて施策の実施状況などをお知らせします。

～地域共生社会推進本部での対応～

大田区では、全庁的な多機関協働による包括的支援体制を推進するための課題について協議・検討するための場として、区長をトップに据えた「地域共生社会推進本部」を設置しています。

地域共生社会推進本部では、縦割りの部局の壁を越えて、区民のみなさんが抱える、制度の狭間にある課題や複合的な課題に対応するための方策等について協議・検討することとしています。



3. 個人情報取扱いについて

地域生活課題を発見し、いち早く解決につなげていくためには、関係者間の情報共有が重要です。また、有事においても、地域で支援が必要な方に関する情報の共有が図られていることが、対応の早さにつながります。DXの推進の中で、これらの状況共有がさらに円滑になるようにしていくことは非常に重要なことです。

平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という)」の施行以降、個人情報の取扱いに関する意識は高まっています。ただし、個人情報の保護に関して、その認識の度合いは必ずしも統一されてはおらず、場合によっては、保護の側面が必要以上に強調されることで関係者間で必要な情報が十分に共有されず、活動がしにくい、支援の遅れにつながるといった弊害が生じる可能性もあります。

国において、令和3年には「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報保護法」の改正が行われました(令和5年4月1日全面施行)。この改正により、各自治体ごとに制定されていた個人情報保護条例の廃止など、官民を通じた個人情報保護制度が一元化され、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的なルールが法律により設定されました。

区は、支援が必要な方の情報を利用する際は、個人情報を適正に取り扱うよう、「個人情報保護法」及び「大田区個人情報の保護に関する法律施行条例」をはじめとする規程を遵守するとともに、迅速かつ適切な支援に取り組みます。

